

災害による申告・納付期限の延長措置の終了について

令和6年能登半島地震により被災された皆様におかれましては、心からお見舞い申し上げます。

石川県では、令和6年能登半島地震の発生に伴い、県税の申告・納付等の期限を延長する措置を設けておりましたが、今般、国税の期限延長措置の終了にあわせて、

- ・ 県内4市町(輪島市・珠洲市・穴水町・能登町)に本店を有し
- ・ 令和6年1月1日から令和7年10月30日までに期限が到来する

県税の申告・納付等の期限を10月31日(金)とすることといたしました。

これをもって、石川県内全ての市町における申告・納付等の期限延長措置が終了となります。

1 地域指定による延長 石川県税条例第32条第1項

- ・ 輪島市、珠洲市、穴水町、能登町 令和7年10月31日 ← 今回終了
- ・ 七尾市、志賀町 令和7年 1月31日 (終了済)
- ・ 上記以外の市町 令和6年 7月31日 (終了済)

2 個別申請による延長 石川県税条例第32条第2項

- ・ 「1 地域指定による延長」に該当しない法人であっても、申告・納付が困難である場合には、個別の申請により期限の延長を受けられます。申請書は以下に掲載しています。

「災害等による影響に係る県税の申告・納付等の期限の延長について」

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/zei/oshirase/korona.entyou.html>



- ・ 「り災証明書」の添付は不要です。
- ・ 延長申請書は、申告書と同時に提出することができます。
- ・ 法人税(国税)の延長申請書の写し、および本店のある都道府県への延長申請書の写しを添付してください。これらと同じ期限までの延長の取扱いとなります。
- ・ eLTAX による電子申告時は、延長申請書等を添付ファイルとして送信できます。

その他の注意

- ・ 本店とは地方税法上の主たる事務所又は事業所を指します。
- ・ 1に該当しても、支店等の所在する都道府県には申請が必要となる場合があります。
- ・ 1による延長後の期限においてもなお申告・納付が困難である場合は、更に「2 個別申請による延長」が可能です。
- ・ 定款等による期限延長を受けている法人は、延長後の期限が令和6年1月1日以降である場合に1が適用されます。
- ・ 中間申告の延長申請書も申告書との同時提出ができますが、この場合は可能な範囲で先にご連絡ください。
- ・ 口座振替による納付を登録している法人は、1・2の延長を受ける場合には引落しがされませんので、納付書によりご納付ください。ただし本来の期限内に申告した場合は、通常どおり引落しを行います。

申告書・延長申請書の送付先
石川県 金沢県税事務所
課税課 課税第1係

〒920-8585
金沢市幸町 12 番 1 号
TEL :076-263-8832
FAX :076-263-8864